

保護者の皆様

新型コロナウイルス感染症対策による対応について

〔 保育料等の日割り計算による減免期間の延長、育児休業からの復職期限の延長、
求職活動を理由として入所中の方の就労開始期限の延長 〕

新型コロナウイルス感染症の状況から、緊急事態宣言の解除後も登園自粛を要請することをふまえ、下記の取扱いを行うこととなりましたのでお知らせいたします。

記

◆保育料等の日割り計算による減免期間の延長について

令和2年3月から5月において、登園自粛等により欠席している児童の保育料について日割り計算を行うこととしておりましたが、引き続き6月についても登園自粛の要請期間とすることにより、保育料の日割り計算を行う期間も6月30日までといたします。なお、欠席について理由は問いません（土曜日や臨時休園も含まれます）。

給食費等については、減免の対象者や手続き等が各施設により異なりますので、お通いの園にお問い合わせください。

◆育児休業からの復職期限の延長について

令和2年4月から5月までに入所された方については、育児休業からの復職期限を7月1日までとしておりましたが、令和2年4月から6月までに入所された方について、育児休業からの復職期限を8月15日まで延長いたします。保育料等の日割り計算による減免については、上述のとおり6月30日まで延長いたします。

◆求職活動を理由として保育施設を利用中の方の就労開始期限の延長について（手続き要）

令和2年4月における保育の必要性の事由が「求職中」である方については、支給認定証に記載されている有効期間内に、所定の申立書をご提出いただければ、就労開始期限を7月31日までとしておりましたが、令和2年4月から6月のいずれかの月における保育の必要性の事由が「求職中」である方について、支給認定証に記載されている有効期間内に、所定の申立書をご提出いただくことにより、9月30日まで就労開始期限を延長いたします。保育料等の日割り計算による減免については、上述のとおり6月30日まで延長いたします。

就労開始期限の延長を希望される方は、支給認定証に記載されている有効期間内に、園もしくは保育入所課に申立書をご提出ください。申立書は市ホームページ（ページ番号：89756732）よりダウンロードしていただくか園でお受け取りください。

なお、7月31日まで就労開始期限を延長する申立書を既にご提出いただいている方については、改めて申立書をご提出いただく必要はありません。市で9月30日まで就労開始期限を延長する処理をいたします。

◆その他

新型コロナウイルス感染症関係についての保育所に関する情報は、市ホームページ（ページ番号：55479453）に掲載しております。市より保護者の皆様にお知らせすることがございましたら、今後も随時更新してまいりますので、併せてご確認くださいませよう、お願いいたします。

西宮市HP



【お問い合わせ】

西宮市役所 保育入所課 TEL：0798-35-3160